

我孫子市告示第 1 3 7 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定により令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、同条第 4 項及び我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（昭和 5 5 年条例第 3 4 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 2 4 日

我孫子市長 星 野 順 一 郎

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）及び我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（昭和 5 5 年条例第 3 4 号）に基づき、我孫子市の一般廃棄物処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 一般廃棄物処理実施計画

（1）計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

（2）処理対象区域

我孫子市内全域とする。

（3）計画収集人口

1 2 9 , 6 9 7 人

※我孫子市第四次総合計画の人口の見通し（令和 2 年 9 月版）より記載

(4) 令和7年度一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(単位：t)

項目		排出量
一般廃棄物総量 (A) = (B) + (C)		40,119
家庭系ごみ (B)	1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	682g
	可燃ごみ	21,278
	不燃ごみ	1,164
	粗大ごみ	322
	資源	8,229
	燃やせないごみ (剪定枝木)	1,095
事業系ごみ (C)	1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	169g
	可燃ごみ	7,243
	不燃ごみ	163
	燃やせないごみ (剪定枝木)	624
焼却処理量 (D)	可燃ごみ	31,256
	脱水ケーキ	26,990
	脱水ケーキ	549
	破砕処理施設からの残渣	3,717
資源化量 (E)		10,065
	資源搬入量	8,229
	搬入残渣等	308
	焼却灰の資源化	1,528
最終処分量 (F)		2,401
	不燃残渣	391
	焼却灰	2,010
資源化率 (G) = ((E) ÷ (A)) × 100 (%)		25.1%

(単位：キロリットル)

項目		排出量
生活排水		9,565
	し尿	860
	地域し尿処理汚泥	327
	浄化槽汚泥	8,378

※項目ごとに小数点第1位で四捨五入しており、合計は一致しない。

(5) 一般廃棄物の処理主体

① 家庭系一般廃棄物

種別	分 別	収 集 ・ 運 搬		適 正 処 理	
ごみ	排出者	可燃ごみ	委託	焼却	委託
		粗大ごみ	委託(戸別有料)	破碎(焼却・資源化・埋立)	委託
		不燃ごみ	委託		委託
		資源	委託	資源化	委託
		動物死体	委託	焼却・火葬	委託
		燃やせないごみ(剪定枝木)	委託	破碎・焼却	委託
し尿(汚泥)	—	し尿	委託	脱水	委託
		浄化槽汚泥	許可業者	脱水	委託
		コミプラ※汚泥	委託	脱水	委託

※ コミプラ=コミュニティプラント

② 事業系一般廃棄物

種 別	収 集 ・ 運 搬	適 正 処 理
ご み	自己処理又は許可業者	自己処理又は市の施設へ搬入
し尿(汚泥)	自己処理又は許可業者	自己処理又は市の施設へ搬入

③ 処理主体について

(ア) 市民

必要以上に購入しない、できる限り使い切るなど廃棄物の排出抑制に努めるとともに、独自に廃棄物の再生利用と資源化を進め、それでも生じる廃棄物は排出者の責任において、分別区分に沿った分別をして排出する。

(イ) 事業者

事業活動に伴って生じた廃棄物を再生利用などして、減量に努めるとともに、事業者自らが適正な処理をする。また、収集運搬を許可業者に委託する場合や、市の施設へ自ら搬入する場合は、分別区分に沿った分別をして排出する。

(ウ) 市

減量やリサイクルに関し市民による自主的活動の促進を図るとともに、分別区分に沿って排出された一般廃棄物は、責任をもって収集運搬と適正処理を行う。

また、市も事業所であることから、市内の廃棄物の排出抑制及び資源化に努めるとともに、委託業者や許可業者による適正な業務遂行を指導する。

3 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出削減

① 市が実施する排出削減対策

(ア) 市民への排出削減の取り組み

- a ごみの排出自粛の呼びかけ
 - ・マイバッグ持参、食品ロスの削減など
- b 家庭用生ごみ処理容器等の購入補助及び普及啓発
- c 指定ごみ袋導入の検討

(イ) 事業者への排出削減の取り組み

- a 分別排出指導の強化
- b ライフサイクルアセスメント（LCA）、プレサイクル意識の普及
 - ・リサイクル可能な製品に変更を要請
 - ・修理体制の整備を要望
 - ※ライフサイクルアセスメント（LCA）とは、その製品に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送など全ての段階を通して環境影響を定量的に、客観的に評価する手法
 - ※プレサイクルとは、製品の購入時からごみにならないもの、リサイクルしやすいものを選ぶこと。しいては、製造者側が、ごみにならずリサイクルしやすい製品を開発し、販売する努力が必要である。

(ウ) 教育啓発

- a 学校教育への取り組み
 - ・施設見学を通して、廃棄物教育など環境教育の実施
- b 社会教育への取り組み
 - ・施設見学を通して、ごみ減量化、リサイクルへの意欲向上を促進
 - ・広報、ホームページなどによる情報提供
- c 啓発活動への取り組み
 - ・地域清掃活動への支援
 - ・不法投棄防止対策の強化

② 市民が実施する排出削減対策

- (ア) 過剰と思われる包装は販売店に返却し、ごみとなるものは家庭に持ち帰らない。
- (イ) 買い物袋を持参し、レジ袋は受け取らない。
- (ウ) 食品の買いすぎや作りすぎをしない。食材は使い切る。
- (エ) コンポストやボカシ容器などを活用し、生ごみの削減を図る。
- (オ) 衣類の再利用、フリーマーケットなどを活用する。
- (カ) 長く使える製品を選択して購入し、できるだけ修理して使用する。
- (キ) 小売店舗による店頭回収を積極的に利用する。

- ③ 事業者が実施する排出削減対策
 - (ア) ごみになるものを作らない、売らない。
 - (イ) 過剰包装等の対策の推進
 - (ウ) 自己処理及び資源回収システムの整備
 - (エ) 使い捨て容器等の使用抑制
 - (オ) 流通時の梱包材廃棄物の削減
 - (カ) 食品ロスの削減

(2) 資源化の推進

- ① 資源化の推進方法
 - (ア) 小型家電の拠点回収
 - a 市内公共施設等に専用回収ボックスを設置
 - b 小型家電に含まれる希少金属の積極的な回収及び資源化を推進
 - (イ) 事業所による廃棄物の資源化
 - a 公共施設から発生する資源の回収と適正な資源化
 - b 大規模小売店舗や事業所に係る廃棄物管理責任者との協力体制の構築
 - c 小売店舗における店頭回収の推進

② 資源化の方法及び計画量

(単位：t)

		資源化の方法	計画量
古紙類	新聞紙	新聞紙、週刊誌などの原料	520
	ダンボール	ダンボールなどの原料	1,435
	雑誌・雑紙	菓子箱、洗剤箱等の原料	1,868
	紙パック	ティッシュペーパー・トイレットペーパーの原料	20
空き缶	スチール缶	鉄筋棒等の建築資材の原料	383
	アルミ缶	アルミ二次製品の原料	
金属類		鉄骨、鉄筋棒等の建築資材の原料	566
空きびん		リサイクルガラス造粒砂の原料	869
古繊維類		中古衣料として輸出、ウェス・フェルトに利用	583
食用油		石けん・飼料・肥料・塗料・燃料の原材料	24
ペットボトル		ペットボトルの原料	391
容器包装その他プラスチック		プラスチック製パレットの原料、コークス炉の燃料	1,530
乾電池・蛍光管		金属部分を鉄筋棒等・再生ガラスの原料	41
小型家電		有用金属の採取	1
合 計※			8,229

※項目ごとに小数点第1位で四捨五入しており、合計は一致しない。

(3) 分別排出計画

① 家庭系一般廃棄物

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (ア) 分別区分について | 別表 1 による |
| (イ) 粗大ごみとして指定するもの | 別表 2 による |
| (ウ) 受け入れできない廃棄物について | 別表 3 による |
| (エ) 排出日について | あびこクリーンカレンダーによる |
| (オ) 排出場所について | |

排出者の責任において分別区分に沿った分別をして、排出者の責任管理によるごみ集積所に、当日の午前 8 時 30 分までに排出する。

ごみ集積所とは、「我孫子市開発行為に関する条例」第 15 条に基づき設置した集積所及び「我孫子市建築行為に係るごみ集積所設置基準」または「我孫子市再資源化事業実施要綱」第 8 条(1)に基づき設置届けを提出した集積所をいう。

- | | |
|----------------|----------|
| (カ) 排出容器について | 別表 4 による |
| (キ) 排出基準について | 別表 5 による |
| (ク) 大量の廃棄物について | |

引越し等の臨時に発生する大量の廃棄物については、事業系一般廃棄物と同様、自ら市の施設に搬入する、又は許可業者に委託し市の施設に搬入する。

② 事業系一般廃棄物

事業者が、自ら適切な環境対策を講じ処理をする。又は、分別区分に沿って分別した後に、自ら市の施設へ搬入するか、収集運搬の許可業者に委託して市の施設へ搬入する。

③ 不法投棄防止対策

市民、事業者、行政の協働及び警察との連携により、不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を確保する。

東葛飾地域振興事務所と合同パトロールを実施し、警察も不法投棄防止対策事業に参加している。警察との連携をさらに進め、不法投棄の取り締まりを強化する。

④ さわやかな環境づくり事業

吸い殻や空き缶類の散乱及び路上喫煙の防止、並びに犬のフン害の防止により、清潔で安全かつ快適な生活環境を確保する。

(4) 収集・運搬計画

① 計画収集区域

別表 6 による。

② 収集回数、収集方法

ア 家庭系

分別の区分	収集形態	収集方法	回 数
可燃ごみ	委託業者	集積所収集	2 回／週
	直接搬入	直接搬入	随時
	許可業者	直接搬入	随時
不燃ごみ	委託業者	集積所収集	隔週 1 回
	直接搬入	直接搬入	随時
	許可業者	直接搬入	随時
粗大ごみ	委託業者	戸別収集	随時（電話申込）
	直接搬入	直接搬入	随時
	許可業者	直接搬入	随時
燃やせないごみ （剪定枝木）	委託業者	集積所収集	隔週 1 回
	直接搬入	直接搬入	随時
	許可業者	直接搬入	随時
資 源 ※ 回収用具使用は隔週回収	委託業者	集積所回収	1 回／週・※隔週 1 回
	直接搬入	直接搬入	随時
	許可業者	直接搬入	随時
小型家電	委託業者	拠点回収	随時
動物死体	委託業者	戸別回収・発生場所 直接搬入	随時 （電話申込）

イ 事業系

分別の区分	収集形態	収集方法	回 数
可燃ごみ・不燃ごみ 粗大ごみ・資源 （一般廃棄物に限る）	直接搬入	直接搬入	随時
	許可業者	直接搬入	随時

(5) 中間処理・最終処分計画

中間処理及び最終処分計画の概要は次のとおりである。

① 焼却処理

施設名	対象となる一般廃棄物	処理計画量 (t、頭数)	資源化又は残渣の 処理方法
我孫子市 クリーンセンター	可燃ごみ	26,990	焼却灰⇒溶融、埋立
	脱水ケーキ	549	
	破碎可燃物	3,717	
	動物死体	約 500 頭	

② 破碎処理

施設名	対象となる一般廃棄物	処理計画量 (t)	資源化又は残渣の 処理方法
我孫子市 粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	322	可燃物⇒焼却 不燃物⇒埋立 金 属⇒資源化
	不燃ごみ	1,327	
	燃やせないごみ	1,720	焼却⇒資源化

③ 選別・圧縮・梱包・異物除去

施設名又は 施設の種類	対象となる一般廃棄物	処理計画量 (t)	資源の搬出先
我孫子市 クリーンセンター	空きびん	869	民間事業者
プラスチック、 ペットボトル 中間処理施設	プラスチック製容器包装	1,530	民間事業者
	ペットボトル	391	民間事業者
民間中間処理施設	空き缶	383	民間事業者

④ 直接資源化

施設	資源品目	計画量(t)	資源の搬出先
我孫子市 クリーンセンター	古繊維類	583	民間繊維問屋
	食用油	24	民間再生事業者

⑤ 最終処分

施設の種類	対象となる一般廃棄物	計画量(t)	最終処分先
埋め立て処分場	不燃物破碎残渣	391	民間事業者
	焼却灰	2,010	民間事業者

⑥ 中間処理施設及び最終処分場の概要

	処理対象	施設名又は委託先	施設所在地	処理能力	処理方式
中間 処 理 施 設	可燃ごみ	我孫子市クリーンセンター	我孫子市中峠 2274 番地	120t/日 (60t/日×2 炉)	焼却
	粗大ごみ	粗大ごみ処理施設	我孫子市中峠 2274 番地	50t/5h	破碎
	不燃ごみ	粗大ごみ処理施設	我孫子市中峠 2274 番地	50t/5h	破碎
	燃やせないごみ (剪定枝木)	(株)リサイクル	我孫子市中峠 2274 番地	20t/日	破碎
	資源 (カン)	(株)リサイクル	我孫子市中峠 4194 番地の 10	4.8t/日	圧縮・梱包
	資源 (ビン)	社会福祉法人つくばね会はるか	我孫子市中峠 2264 番地	3.5t/日	異物除去
	資源 (ビン)	ガラスリソーシング(株)	銚子市春日町 740 番地の 1	400t/日	破碎 (資源化)
	資源 (ペットボトル)	(株)リサイクル	我孫子市中峠 2274 番地	4.8t/日	選別・圧縮・梱包
	資源 (プラ製容器包装)	(株)エコスファクトリー	埼玉県本庄市 児玉町宮内字 大谷 838 番地 4	120t/24時間	破碎・造粒 固化
	乾電池	未定			
	蛍光管	未定			
	焼却灰	新日本電工 (旧中央電気工業(株))	茨城県鹿嶋市 光 4 番地	520t/日	熔融

	焼却灰	メルテックいわき (株)	福島県いわき 市四倉町字芳 ノ沢1番75	158.5t/日	溶融
	処理対象	施設名又は委託先	施設所在地	処理能力	処理方式
最 終 処 分 場	不燃物破碎 残渣	新和企業(有)	茨城県北茨城 市磯原町木皿 824	埋立面積 190,200m ² 埋立容量 3,804,000m ³	埋立
	焼却灰	ジークライト(株)	山形県米沢市 大字板谷字四 郎右エ門沢 773 番1、773番2	埋立面積 121,786m ² 埋立容量 4,270,673m ³	埋立
	焼却灰	新井総合施設(株)	千葉県君津市 怒田字花立 643 番地1	埋立面積 171,230m ² 埋立容量 4,265,440m ³	埋立

(6) その他

① 廃棄物基本問題調査会

会議の開催(年2回程度)

② 環境美化推進員

環境の美化を推進するため、組織体制等を整備し、各々の役割分担を明確にする。

③ 資源回収奨励金

資源回収登録団体に対して、回収された対象資源品目量に応じて奨励金を交付する。なお、資源売却価格が著しく下落するときは、必要に応じ見直しを行うものとする。

対象資源品目	奨励金
古紙類、古繊維	1kg当たり5円(ただし、1月につき9kgに登録団体に属する世帯の数を乗じて得た重量を限度とする)
空きびん	
空き缶、金属類	
資源化事業推進奨励金	1世帯あたり 10円(月額)

別表 1 分別区分

分別の区分			分別収集する一般廃棄物の種類（受け入れできない廃棄物を除く）
可燃ごみ			台所ごみ、紙くず（資源にならないもの）、落ち葉・雑草、木くず、皮、ゴム類、プラスチック類（容器包装プラスチック類に該当しないもの）等、在宅医療廃棄物のうちチューブ類、プラスチック注射器（針を除く）で、長辺の長さが50センチメートル未満かつ厚さが10センチメートル未満のもの
不燃ごみ			ガラス製品（空びんに該当しないもの）、鏡、陶器、小型電気製品（リサイクル法等で指定された製品を除く）、照明器具、カメラ、包丁等で見かけの金属部分が50%以下のもの
粗大ごみ			市が指定した品目（別表2）及び資源にならない長辺の長さが1メートル以上のもの、長辺の長さが50センチメートル以上の籐や竹、柳を編んで作られた製品、容積又は重量が大きいため集積所へ排出できない資源
資源	古紙類	新聞	新聞
		ダンボール	ダンボール（金張り・銀張り・ろう引き加工の物を除く）
		雑誌・雑紙	書籍、週刊誌、マンガ本等、チラシ、厚紙、ボール紙、紙袋、コピー用紙、他（カーボン紙と感熱紙を除く）
		紙パック	牛乳、ジュース、酒等のパック（内側がアルミ箔の物は除く）
	古繊維類		衣類、毛布、タオル類のうち使用できる状態のもの
	空きびん※	無色びん	無色のガラス製飲料用びん、食料用びん等
		茶色びん	茶色のガラス製飲料用びん、食料用びん等
		その他色びん	その他色のガラス製飲料用びん、食料用びん等、化粧品のびん
	空き缶		スチール缶、アルミ缶
	金属類		見かけの金属部分が50%を超えるもの
	容器包装その他プラスチック		ペットボトル以外の容器包装プラスチック
	食用油		天ぷら油などの食用油
	有害再生物	乾電池	乾電池、ボタン電池、コイン型リチウムイオン電池
		蛍光管	蛍光管（水銀体温計、血圧計等）
	ペットボトル		PET製の容器で飲料又はしょう油、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料（ただし食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により臭いが除去できるもの）を充填したもの
	小型家電		20種類の小型家電品（バッテリー除く） 電話機（FAX）、電子体温計、カメラ（ビデオカメラ）、電子血圧計、携帯音楽プレイヤー、ヘアドライヤー（ヘアアイロン）、補聴器、電気カミソリ、ICレコーダー、電気バリカン、USBメモリー、電動歯ブラシ、メモリーカード（SDカード等）、懐中電灯、電子書籍端末、腕時計、電子辞書、ヘッドホン（イヤホン）、電卓、携帯型ゲーム機器

動物死体	一般家庭及び路上等で発生する犬・猫等の死体
燃やせないごみ（剪定枝木）	福島第一原発事故由来の放射性物質の影響により発生した、燃やせないごみ（剪定した枝木）

※空きびんは、色ごとに分別回収するが、色別のストックヤードが確保できるまでは3色混合のまま再生事業者に引き渡す。

別表 2

粗大ごみとして指定するもの（1個で1点）

	品 目
家具類	タンス類、本棚、書棚、食器棚、ロッカー、テーブル、椅子、下駄箱、サイドボード、一辺の長さが50センチメートル以上の籐や竹、柳を編んで作られた製品等
電化製品類	マッサージチェア、除湿機、リアプロジェクションテレビ、オイルヒーター
木製建具類	ドア、雨戸、サッシ
寝具・敷物類	マットレス、ベッドパッド、じゅうたん、カーペット、ウッドカーペット、ホットカーペットカバー、ラグマット
衛生器具類	レンジ台、調理台、洗面化粧台
趣味・遊具類	琴、サーフボード、滑り台、ブランコ、スノーボード、アウトドアテーブル（木製・プラ製）
その他	アコーディオンカーテン、仏壇、足踏みミシン、木材（太さ20センチメートル未満、長さ1.5メートル未満）、容積又は重量が大きいため集積所へ排出できない資源

粗大ごみとして指定するもの（複数で1点）

	品 目
家具類	机（＋椅子）、鏡台（＋椅子）、食卓用椅子（4個まで）、座椅子（4個まで）、ソファ（3人掛相当まで1点）
電化製品類	こたつ（＋天板）、ステレオ（＋スピーカー）、ホットカーペット（＋カバー）
木製建具類	ふすま（4枚まで）、障子（4枚まで）
寝具・敷物類	ベッド（マットレス含む）、布団（こたつ布団やこたつ敷布団を含む。2枚まで）
衛生器具類	物干し台（石と竿かけ一対）
趣味・遊具類	エレクトーン（＋椅子）、オルガン（＋椅子）、スキー板（一対）
その他	ビニールタン（4枚まで）、ブラインド（4枚まで）、ロールスクリーン（4枚まで）、他の分別区分で収集することに適していない長辺が50センチメートルから1メートル未満のごみ（4個まで）

別表 3

受け入れできない廃棄物

区 分	内 容
法により受け入れできない廃棄物	産業廃棄物（我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第 20 条に規定する産業廃棄物は除く）、自動車及び自動車部品等、特別管理一般廃棄物、感染性一般廃棄物
在宅医療用注射針、点滴針	在宅医療で使用した注射針や点滴針など
爆発や火災の危険性のある廃棄物	ガソリン、灯油、L P ガス、火薬類、未使用の発煙筒
有害性物質を含む廃棄物	コピー機、農薬、劇物(塩酸、硫酸など)
容積又は重量が著しく大きい物 適正処理が困難な物	流し台、浴槽、便器、ピアノ、畳、消火器、大型農機具、タイヤ、耐火金庫、オイル、ペンキ、LPガスボンベ
家電リサイクル法の指定品目	冷蔵庫(冷凍庫、ワインセラー、冷温庫、保冷庫)、洗濯機(衣類乾燥機)、テレビ、エアコン
パーソナルコンピューター	パソコン、パソコンモニター（画面）
充電式小型二次電池	充電式電池、およびこれらが内蔵され取り外しができない製品、携帯電話機
自動二輪車等	自動二輪車、原動機付自転車等のいわゆるオートバイとそれらの部品
バッテリー	バッテリー（車両用、電動自転車用、家電製品用）
がれき類、石、土等廃棄物に該当しないもの	がれき類（コンクリート、ブロック、レンガ、タイル）、石（砂利、敷石、庭石など）、土及びこれらと判別ができないガラス、陶磁器製品（防犯砂利等）
F R P 船	F R P 船
ディスポーザー汚泥	集合住宅から発生するディスポーザー汚泥
家電リサイクル対象外のエアコン等	一般家庭の埋込型、天吊型、パッケージ型のエアコン、一般家庭で使用されていた業務用のテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、ショーケース、保冷庫
太陽光発電設備及び太陽熱温水器	太陽光により発電又は太陽熱により温水を作る機器とそれに付属される機器

受け入れできない廃棄物の処理方法

区分・品目	引き取り先・処理法等
自動車及び部品	販売店、許可業者に引き取り依頼
在宅医療用注射針、点滴針	医療機関、薬局などに引き取り依頼
ガソリン、灯油、L P ガス、火薬類、 発煙筒、発煙筒	販売店、取扱店に引き取り依頼
コピー機、レーザープリンター	販売店、許可業者に引き取り依頼
農薬、劇物類	販売店、許可業者に引き取り依頼
流し台、浴槽、便器	販売店、工事業者、許可業者に引き取り依頼
ピアノ	専門業者、許可業者等に依頼
畳	畳店、許可業者に引き取り依頼
消火器	消火器リサイクル推進センターの特定窓口、許可業者に引き取り依頼
大型農機具、太陽熱温水器、タイヤ、 金庫、オイル、ペンキ	販売店、取扱店、許可業者に引き取り依頼
家電リサイクル法の指定品目	購入した店、または協力店等に引き取り依頼 郵便局で家電リサイクル券を購入し指定引取場所に持ち込む
パソコン、パソコンモニター	製造者(メーカー)、市の提携事業者引き取り依頼
充電式電池、携帯電話機	販売店(製造メーカー協力店)に引き取り依頼
充電式電池と一体型の製品	販売店(製造メーカー協力店)に引き取り依頼
バッテリー(車両用、電動自転車用)	販売店、取扱店等に引き取り依頼
自動二輪車等	廃棄二輪車取扱店に引き取り依頼
がれき類、石、土等	取り扱い業者、許可業者に引き取り依頼
F R P 船	F R P 船リサイクルシステムに再資源化を依頼
ディスポーザー汚泥	汚泥を取扱できる業者に依頼
家電リサイクル対象外のエアコン 等	専門業者、許可業者に引き取り依頼
太陽光発電設備及び太陽熱温水器	設置業者、専門業者、許可業者に引き取り依頼

別表 4

収集または回収（指定用具あり）

分 別 区 分		収集日または回収日	指 定 用 具
不燃ごみ		隔週 1 回	樹脂製専用袋（市貸与）
資 源	缶類	〃	〃（ 〃 ）
	無色びん	〃	〃（ 〃 ）
	茶色びん	〃	〃（ 〃 ）
	その他色びん	〃	〃（ 〃 ）
	ペットボトル	〃	〃（ 〃 ）
	乾電池・蛍光管	〃	樹脂製容器（ 〃 ）
	食用油	〃	〃（ 〃 ）

※ 指定用具の紛失、破損や汚れがひどくなった場合は、随時、自治会等の資源回収登録団体に貸与する。また、必要に応じ飛散防止ネット等を貸与する。

収集または回収（指定用具なし）

分 別 区 分		収集日または回収日	排 出 方 法
可燃ごみ		週 2 回	任意の半透明袋
資 源	容器包装その他プラスチック	毎週 1 回	〃
	新聞紙	〃	ヒモで束ねる
	ダンボール	〃	〃
	雑誌・雑紙	〃	〃
	紙パック	〃	〃
	古繊維類	〃	〃
	金属類	〃	現状のまま
動物死体		随時	箱等に入れる
燃やせないごみ（剪定枝木）		隔週 1 回	ヒモで束ねる

拠点回収

資源（小型家電）…電気店等一般事業所 3 カ所、公共施設 1 3 か所の拠点に設置する回収ボックスに投入。

別表 5

排出方法

分別の区分	排 出 基 準
可燃ごみ	・中身が見える透明、もしくは半透明のビニール袋、ポリ袋で排出する。（落ち葉・雑草等は土をよく払う。） ・生ごみは、水分を十分に切って出す。 ・長辺は50センチメートル未満とする。
不燃ごみ	・細かいものは中身が見えるビニール袋、ポリ袋に入れ指定袋に入れる。 ・大きいものはそのまま指定袋のそばに置く。 ・刃物などは刃の部分を紙やガムテープで巻いて出す。
粗大ごみ	・電話または「ちば電子申請サービス」により収集を申し込み、粗大ごみ処理券を購入し、ごみに貼付のうえ収集日当日の午前8時30分までに一戸建ては玄関先に集合住宅等は1階入口付近等のわかり易い場所に出す。
資源	・新聞、雑誌、雑紙、紙パックはそれぞれヒモで十文字に束ねて排出する。 ・古繊維類はヒモで束ねて排出する。雨の日は出さないよう努める。 ・びんは中身を出し水ですすぎ、無色、茶色、その他の色別に指定袋に入れる。 ・缶は中身を出し水ですすぎ、指定袋に入れる。スプレー缶は中身を使い切って穴は開けずに空き缶の指定袋に入れる。 ・金属類の長辺は2メートル未満とする。 ・容器包装その他プラスチックは、中身を取り出し水で軽くすすぎ、中身が見える透明もしくは半透明ビニール袋、ポリ袋で排出する。 ・食用油は揚げかすなどの固形物を取り除き回収容器へ入れる。 ・有害再生物（乾電池、体温計）は指定の乾電池入れ、蛍光管（電球型含む）は、そのそばに排出する。 ・ペットボトルは、中をすすぎ、キャップとラベルをはずし、指定袋に入れる。
燃やせないごみ	・剪定枝木は回収日の午前8時30分までにヒモで束ねて集積所に排出する。枝木は1本の太さ20センチメートル未満、長さ1メートル未満、束ねた太さ30センチメートル未満とする。

別表 6

収集地区の区分

地区	回収地域	資源 不燃ごみ	可燃ごみ
1 地区	我孫子 1～4 丁目・根戸新田・台田 1～4 丁目・ 船戸 1～3 丁目・本町 1～3 丁目・白山 1～3 丁目・ 我孫子新田・緑 1、2 丁目・若松	火曜日	月曜日 ・ 木曜日
2 地区	根戸(6 号線北側)・布施・久寺家・久寺家 1、2 丁目・ つくし野・つくし野 1～7 丁目	水曜日	
3 地区	並木 5～9 丁目・栄・寿 1、2 丁目(2 丁目 13、14 番地 台を除く)・我孫子 1000～1702 番台・柴崎・柴崎 台 1～5 丁目・青山・青山台 1～4 丁目・南青山	金曜日	
4 地区	我孫子 1780～1800 番台・泉・天王台 1～6 丁目・ 寿 2 丁目 13、14 番台・東我孫子 1、2 丁目・高野山・ 高野山新田・下ヶ戸・都部・都部新田・岡発戸・岡発戸新 田・湖北台 1～6、8～10 丁目(7 丁目を除く)	木曜日	火曜日 ・ 金曜日
5 地区	中峠・中峠台・中里・中里新田・古戸・日秀・新木・新木 野 1～4 丁目・江蔵地・布佐・布佐 1 丁目・都・三河屋新 田・大作新田・布佐平和台 1～7 丁目・新々田・布佐下新 田・相島新田・浅間前新田・布佐西町・南新木 1～4 丁目	月曜日	
6 地区	湖北台 7 丁目	水曜日	

4 生活排水処理実施計画

(1) 処理計画人口

水洗化、生活排水未処理人口	下水道処理人口	110,180人
	コミュニティプラント人口	1,581人
	合併処理浄化槽人口	17,107人
	単独処理浄化槽人口	
非水洗化人口	汲取り人口	829人
合計(計画区域人口)		129,697人

(2) 高度処理型合併処理浄化槽普及促進及び啓発事業

- ① 高度処理型合併処理浄化槽普及促進策としての補助金交付事業
 〈高度処理型合併処理浄化槽計画補助基数〉

人 槽	利根川流域	手賀沼流域
5人槽	10基	10基
6～7人槽	6基	7基
8～10人槽	1基	2基
合 計	17基	19基

※ 転換補助については、4基分を計画する。

- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助事業

- ③ 啓発事業（浄化槽の定期点検、清掃及び維持管理について）

(ア) パンフレットによるPR（戸別訪問による）

(3) し尿・汚泥収集運搬事業

① 収集運搬計画量

(単位：kℓ)

区 分	収集形態	年間量	収集頻度等	搬入先
し 尿	委託又は 許可業者	8 6 0	定期又は申込みの都度	我孫子市 終末処理センター
浄化槽汚泥	許可業者	8, 3 7 8	浄化槽清掃実施の都度	
コミュニティ プラント汚泥	委託業者	3 2 7	久寺家処理場を定期	
収集量合計		9, 5 6 5	平均 2 6. 2 kℓ/日	

② 収集方法

- ・ 公共下水道処理対象区域内の一般家庭及び事業所は、し尿及び生活雑排水は公共下水道に排水する。
- ・ 浄化槽管理者は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。
- ・ 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検については千葉県知事登録業者により、清掃については市長の許可した浄化槽清掃業者により行なわなければならない。
- ・ 一般家庭及び事業所の浄化槽汚泥は、浄化槽管理者が市長の許可した収集運搬業者に依頼し、我孫子市終末処理センターに搬入する。
- ・ 一般家庭のし尿は、市が委託した業者（委託業者）のバキューム車により定期的に収集する。なお、定期収集をこえて汲み取りを必要とする場合は、申込制によって、市が委託した業者により収集し、我孫子市終末処理センターに搬入する。
- ・ 多量に排出する事業所または仮設トイレのし尿は、市長が許可した収集運搬業者（許可業者）に収集を依頼するものとし、収集運搬業者はこれを我孫子市終末処理センターに搬入する。
- ・ コミュニティプラント（地域処理場）の汚泥は、市が委託した収集運搬業者が定期的に我孫子市終末処理センターに搬入する。

③ し尿・汚泥処理

施設名：我孫子市終末処理センター

所在地：我孫子市古戸 1 1 4 0 番地

区 分	処理形態	処理方式
し尿	業 務 委 託	有機性汚泥固形燃料化脱水ろ液処理
浄化槽汚泥		
コミュニティプラント汚泥		
余剰汚泥		
処理能力	1 6 0 kℓ／日	

④ 最終処分

施設名	クリーンセンター焼却施設	新和企業（有）
所在地	我孫子市中峠 2 2 7 4 番地	北茨城市磯原町木皿 8 2 4 番地
対象物	脱水汚泥 5 4 9 t （し渣5t含む）	ピット内汚泥 1 2 m ³ ／年 各槽内沈砂 5 0 m ³ ／年
処 理	焼却炉にて可燃ごみと併せて混焼	水処理後、埋立処分場へ

5 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

(1) 許可方針

一般廃棄物処理業許可については、事業系一般廃棄物の排出量が著しく増加し、本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合を除き、次の一般廃棄物処理業許可業者以外には、新たな許可はしないものとする。

① 一般廃棄物処理業（ごみ・資源）

通 し 番 号	許可 番号	名称	事務所の所在地
1	第 1 号	(株) 大山清運※ 1	千葉県柏市柴崎 167 番地の 1
2	第 2 号	(株) 花園サービス	千葉県柏市柏 296
3	第 3 号	(有) 総合環境サービス	千葉県我孫子市布佐 3398
4	第 4 号	(株) リサイクル※ 2	千葉県我孫子市中峠台 7-11
5	第 5 号	(株) 千葉総業	千葉県柏市逆井 1247
6	第 7 号	(有) 和光商事	千葉県柏市松ヶ崎 95-18
7	第 10 号	エルエス工業(株)※ 3	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503
8	第 13 号	社会福祉法人つくばね会はるか	千葉県我孫子市南新木 3-2-4
9	第 14 号	(株) 丸幸	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷 3-5-38
10	第 16 号	(株) サムズ※ 4	千葉県松戸市松飛台 286-5
11	第 17 号	(株) 結南クリーンセンター※ 5	茨城県結城市大字結城 7188
12	第 18 号	(株) エコ・クル※ 1	千葉県我孫子市新木野 2-1-9
13	第 19 号	(株) クリーンフォワード※ 1 ※ 6	千葉県我孫子市湖北台 9-16-10

※ 1 一般廃棄物の積み替え保管を含む。

※ 2 一般廃棄物の積み替え保管及び中間処理を含む。

※ 3 一般財団法人電力中央研究所から排出される動物死体及び付随汚物に限る。

※ 4 紙おむつに限る。

※ 5 食品残渣に限る。

※ 6 一般財団法人電力中央研究所から排出される一般廃棄物、市では受入れできないもの、遺品整理の伴うものに限る。

② 一般廃棄物処理業（し尿）

通し 番号	許可 番号	名称	事務所の所在地
1	第1号	(株)大山清運	千葉県我孫子市柴崎 167 番地の 1
2	第7号	(有)和光商事	千葉県柏市松ケ崎 95-18

③ 浄化槽清掃業

通し 番号	許可 番号	名称	事務所の所在地
1	第11号	(株)大山清運	千葉県我孫子市柴崎 167 番地の 1
2	第12号	(有)和光商事	千葉県柏市松ケ崎 95-18

6 災害に伴い発生した廃棄物の処理について

(1) 災害に伴い発生した廃棄物の処理

災害廃棄物処理計画に基づき、災害に伴い発生した廃棄物（ごみ・し尿）の迅速な処理に努める。

(2) 災害廃棄物の仮置場予定地

市が所有する災害廃棄物仮置場候補地は、次の3か所とする。

通し 番号	所在地	面 積	備 考
1	少年野球場 我孫子市古戸 7 8 6 - 1、7 8 7 - 1、7 8 8 - 1、7 8 9 - 1、7 9 0 - 1、7 9 3 - 1、7 9 4 - 1、7 9 5、7 9 6	11,461 m ²	循環型社会形成 推進地域計画
2	災害廃棄物仮置場予定地 我孫子市中峠 2 1 1 2、2 1 1 3、2 1 1 4、2 1 1 5、2 1 1 6、2 1 1 7 - 1、2 1 1 7 - 2、2 1 1 8 - 1、2 1 1 8 - 2、2 1 1 9 - 1、2 1 1 9 - 2、2 1 2 0 - 1、2 1 2 1、2 1 2 2 - 2、2 1 2 4 - 1、2 1 2 4 - 2、2 1 2 5、2 1 2 6 - 1、2 1 2 6 - 2	11,578 m ²	
3	市民体育館野球場	9,500 m ²	地域防災計画
合 計		32,539 m ²	

※我孫子市災害廃棄物処理計画に合わせ必要に応じ見直すものとする。